

お問い合わせ 税務課 収納対策係 ☎ 0986-76-8804

◎特別滞納整理班による市税徴収について

4月から県税徴収対策官による市税の徴収業務が実施されています。これは鹿屋市にある大隅地域振興局内に設置された、特別滞納整理班（県税徴収対策官4名）によって、市税についての納税相談や市税滞納にかかるとの財産差押えなどが実施されているものです。

住民税（市県民税）の滞納がある方が対象で、対象者には通知書を送付しています。通知後の相談窓口は大隅地域振興局となりますので、ご注意ください。

◎市税の納期内納付について

本年度の市税などの納税（納入）通知書については、5月に固定資産税、軽自動車税の通知書を送付したところですが、6月には市県民税、国民健康保険税、介護保険料を、7月には後期高齢者医療保険料の納税（納入）通知書を発送する予定です。それぞれ納期限日までの納付をお願いいたします。納期限日までの納付が難しい場合は、早めにご相談ください。

◎納税が困難な場合について

風水害による財産の損失・長期療養を必要とする病気やケガ・事業の休廃止や損失など特別な事情により、納税が困難であると認められた場合、申請により納税を猶予する期間を定め、その期間において分割して納付することができます。納税猶予の期間は原則1年で、その間の延滞金徴収や差押えなどの滞納処分が執行されないなどの特例があります。



【6月の納期について】

市県民税 1期
国民健康保険税 1期
介護保険料 1期
※口座振替を利用されている方は6月30日に振り替えされますので、残高の確認をお願いします

国民年金
のはなし

付加年金について

【本 庁】市民環境課 戸籍年金係 ☎ 0986-76-8805
【大隅支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 099-482-5923

【財部支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 0986-72-0934
【鹿屋年金事務所】 ☎ 0994-42-5121

※はじめに音声ガイドが対応します

国民年金には付加年金という制度があります。

これは月々の定額保険料に付加保険料（月額400円）を追加して支払うと、65歳からの老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。付加保険料の納付は申出月からの開始です。加入は任意で、別途お申込みが必要です。

付加年金額（年額）

付加年金額（年額）＝200円×付加保険料を納めた月数

【例】 10年間（120月）付加保険料を納めた場合

納める付加保険料 : 400円×120月＝48,000円

受け取ることができる付加年金：200円×120月＝24,000円（年額）

付加保険料を納付できる方

第1号被保険者
（国民年金加入者・任意加入者）

注意事項

国民年金保険料を免除している方や国民年金基金に加入されている方は申し込みができません。

鹿屋年金事務所による出張年金相談

※年金請求の相談が優先となります

日 程	時 間	場 所	予 約 先
6月10日（水）	午前9時30分～ 午後3時30分	末吉本庁 南棟 多目的室1	市民環境課 戸籍年金係 ☎ 0986-76-8805

相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切ります。